

函 福 監
平成26年12月26日

各社会福祉法人理事長 様

函館市保健福祉部長 種田 貴司
(公印省略)

社会福祉法人における理事長専決・代決規程の取扱いについて (通知)

貴職におかれましては、日頃より社会福祉事業の適正な運営にご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、社会福祉法人における理事長専決・代決規程につきましては、「社会福祉法人定款準則」および「社会福祉法人指導監査要綱」の国の通知に基づき、取り扱われているところですが、今般、実地による指導監査により、各法人において、諸規程を改正する際の理事長専決の取扱いに差異があることを確認したところであります。

このたび、本市として、別紙のとおり、「社会福祉法人における理事長専決・代決規程の取扱い」を定めましたので、今後、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

※ 国の通知

- (1) 社会福祉法人定款準則 「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日社援第2618号ほか厚生省大臣官房社会・援護局長ほか連名通知) 別紙2 該当条項…第9条
- (2) 社会福祉法人指導監査要綱 「社会福祉法人指導監査の要綱の制定について」平成13年7月23日社援発第1274号ほか厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知 別添 該当部分…5理事会(1)審議状況⑦

保健福祉部指導監査課
担当：中濱
TEL 21-3262

別紙

社会福祉法人における理事長専決・代決規程の 取扱いについて

1 理事長の専決事項について

社会福祉法人における理事長専決・代決規程の中での理事長の専決事項については、「社会福祉法人定款準則」第9条に記載されているとおり、「日常の業務として理事会が定めたもの」とされているところである。

日常の業務の例示の中には、諸規程の改正は含まれていないが、次に示す条件を満たす規程については、改正を理事長の専決事項として差し支えないものとする。

- (1) 当該規程が、就業規則および給与規程等労働基準監督署への届出が必要な規程でないこと。
- (2) 当該規程が、定款施行細則、経理規程等の法人の運営にとって重要な規程でないこと
例：文書管理規程、宿直に関する規程、被服貸与規程、施設運営規程等
- (3) (2)の内、施設運営規程については、職員の人数の変更等改正が頻繁である部分に限るものとする。

2 市との協議

各法人において、理事長の専決事項とする規程の解釈について疑義がある場合は、市と協議すること

※ 社会福祉法人定款準則（抜粋）

社会福祉法人定款準則

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場

合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては

評議員会の意見を聴いて) あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて) あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪ 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

(3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

(4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。